

定期接種実施要領（抄） 新旧対照表

改正後	現行
第 1 総論 1～10 （略）	第 1 総論 1～10 （略）
11 予防接種後副反応等に関する説明及び同意 予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、定期接種の対象者又はその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い、予防接種の実施に関して同意を得た場合に限り接種を行うものとする。なお、<u>デジタル予診票を使用した接種の場合、定期接種の対象者又はその保護者は、当該説明を受けた後、口頭で同意の有無を示すこととし（書面により示すことも可能。）、この場合において、医師等は当該同意の有無を予予・請求システムに記録しなければならないこと。紙の予診票を使用した接種の場合、定期接種の対象者又はその保護者は当該予診票に同意の有無を記入することとし、この場合において、医師等が予予・請求システムに同意の有無を記録することは求めないこととする。</u> （略） なお、児童福祉施設等において、接種の機会ごとに保護者の同意を得ることが困難であることが想定される場合には、当該施設等において、保護者の包括的な同意文書を事前に取得しておくことも差し支えなく、また、被接種者が満 16 歳以上である場合は、被接種者本人の同意にて足りるものとする。 （略）	11 予防接種後副反応等に関する説明及び同意 予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、定期接種の対象者又はその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い、予防接種の実施に関して<u>文書により</u>同意を得た場合に限り接種を行うものとする。 （略） なお、児童福祉施設等において、接種の機会ごとに保護者の<u>文書による</u>同意を得ることが困難であることが想定される場合には、当該施設等において、保護者の包括的な同意文書を事前に取得しておくことも差し支えなく、また、被接種者が満 16 歳以上である場合は、被接種者本人の同意にて足りるものとする。 （略）
12～24 （略） 第 2 （略）	12～24 （略） 第 2 （略）